

教 育 委 員 会 定 例 会

日 時：令和３年９月２８日（火）

午前９時３０分～午前１０時３０分

場 所：防災コミュニティセンター２０５会議室

出席者：教育長 菅沼浩行 教育委員 小松泰子、貴田太史、西山清和

事務局及び出席者 青木社会教育課長、大滝図書館長、二見美術館副館長
高橋学校教育課副課長、石井指導主事、菅沼管理係長
西山社会教育課係長

菅沼教育長 皆さん、おはようございます。山田委員から欠席届が出されております。ただいまの出席者数は４名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第３項に定める定足数に達しておりますので、これより令和３年湯河原町教育委員会９月定例会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。会議録署名委員は会議規則第３５条の規定により、小松委員、貴田委員の２名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それではまず、非公開とする案件につきまして、お諮りいたします。案件（１）議決事項 議案第１２号 専決処分の承認について、議案第１３号 専決処分の承認についての２件、これは学校の臨時休業に関わるものなのですが、個別の情報を含む案件でございます。（２）協議事項 協議第２７号 令和３年度全国学力・学習状況調査の結果の公表についてにつきましては、教育委員会会議において検討などをする案件であります。協議第２８号 湯河原町体育功労者、優秀選手、優秀団体等表彰要綱の一部改正につきましては、未確定な要素を含む案件でございます。（３）報告事項 ウ 行政文書公開請求については、個人情報を含む案件でございます。以上５件について、会議を非公開としたいと考えますが、ご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

菅沼教育長 それでは、ご異議がないものと認め、この５件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第７項ただし書き及び会議規則第３３条第１項の規定により、非公開といたします。

議事録の承認

令和３年８月教育委員会定例会議事録の承認について

菅沼教育長 次に、議事録の承認に入らせていただきます。令和３年８月教育委員会定例会議事録の承認について、事務局から説明をお願いします。

菅沼管理係長 それでは、お手元の令和３年８月教育委員会定例会議事録をお願いいたします。

※ 修正なし

菅沼教育長 説明が終わりました。議事録につきまして、何か質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 ないようでしたら、令和３年８月教育委員会定例会議事録の承認については、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

菅沼教育長 それではご異議がないものと認め、令和３年８月教育委員会定例会議事録については承認されました。

案 件

（１）議決事項

議案第１０号 専決処分の承認について

菅沼教育長 次に、案件に入らせていただきます。（１）議決事項 議案第１０号 専決処分の承認についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。
菅沼管理係長 議案第１０号をお願いします。

（資料に基づいて、議案第１０号 専決処分の承認について 説明）

・令和４年度に使用する小中学校の教科用図書について採択する必要があるため

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第１０号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第１１号 専決処分の承認について

菅沼教育長 次に、議案第１１号 専決処分の承認についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼管理係長 議案第１１号をお願いします。

（資料に基づいて、議案第１１号 専決処分の承認について 説明）

・令和４年度に使用する一般図書について採択においては、特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和４年度使用）及び一般図書一覧、一般図書契約予定一覧に記載されている図書の中から一般図書を採択する必要があるため

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第１１号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり承認されました。

（２）協議事項

協議第２６号 今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方について

菅沼教育長 次に、（２）協議事項に入らせていただきます。協議第２６号 今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いいたします。

石井指導主事 協議第２６号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第26号 今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方について 説明)

・町立幼稚園及び小・中学校のあり方検討時の方針、本町の園児・児童・生徒にとってのよりよい教育環境、学校施設の適正配置に関する考え方、今後の予定(再提案)
菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。現時点では理念と言いますか、でき上がった考え方ではありませんけれども、こういう視点を持ってつくり上げていくよという段階です。本日欠席なんです、山田委員にも資料を見ていただきました。この中では、「不登校の問題解決について」、これは項目として書き出しておりますが、こういう表現の仕方は、あたかも不登校が問題になっているような表現ではないかということです。きょうの資料は別として、こういう表現の仕方は変えていかなければいけないかなといま考えております。それから、「魅力ある湯河原の教育」のためには、教員の研修の充実などもどこかの項目に入れていった方がいいんじゃないかと。もう1点、支援教室にスクールソーシャルワーカーなり、何らかの支援できるようなカウンセラー的な方が常駐することが可能であるならば、そういうものも書き込んでいったらどうかというご意見を山田委員からいただいております。今後、そのあたりを入れていくかどうかについては、委員の皆さんに議論していただきたいと思います。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

西山委員 2020年代の教育はどうあるべきかを考えたものだとして理解しております。2020年代の基本は、すべての子どもたちの可能性を引き出してあげる、そういった役割が幼稚園・学校に求められているのではないかと考えました。そういう中で、小・中学校のあり方で3つの方針が出ています。学校の位置付けは学校に携わる者だけではなくて、地域住民の様々な思い、学校のもとをつくるに当たり、奔走された方々やそれを支えてくださった方々、学び舎を築いた方々、そういった方々の思いがいまの学校の中にあるわけです。そういった思いを汲み止めながら検討していくということが、①から③の中に入っておりますので、これはそのままこの方針でやっていただきたいなと思います。

それから、よりよい教育環境について、これは施設の適正配置の部分も含めてだと思いますが、教育環境というのは、建物だけではないということがこの中に入っているのかなと思います。教育を受ける主体である子どもたちにとって、どういう環境が自分たちの力を磨き育てていく、そういう役割としていいのかどうか。そうすると、この教育環境というのは、建物だけではなくて、ソフトの部分も当然入ってくるかなということで、環境についてこういう方針で考えていくというのはいいかなと思います。

それから、「活力ある幼稚園、小・中学校とは」のところですが、③の「一定数の集団で音楽の合唱、合奏や体育の球技などの集団学習ができる」について、集団についてどのくらいの規模で捉えているのかわかりませんが、様々な球技や音楽的活動の中で、教師側がいろいろな創意工夫などをやってきている経緯もあるのかなということで、活力ある学校にするために、ある程度の集団活動が必要なのかどうか、まだ私は理解できていない部分があります。魅力ある湯河原の教育ということで、様々な取り組みが出てきていますが、主に学校内で行われているものがたくさん出ています。先ほど、環境整備は建物だけではないと言いましたが、家庭が抱えている様々な問題が、学校現場の中で子どもたちの活動を妨げているというような問題も出てきているのではないかと考えております。たとえば、家庭の貧困と子どもの学力の問題、虐待

に関する問題、ヤングケアラーの問題といったような問題で、子どもたちが学校生活の中で思い切り活動できないというものが入っているかなと考えております。ですから、今回学校現場のことが中心だと思いますが、家庭や地域が連携した形での取り組みも入っていてもいいかなと考えます。

菅沼教育長 ありがとうございます。集団学習については、文科省のガイドラインにも出ておりますので、それを入れてここに書きこんでおります。現実的な問題として、児童・生徒数の推移を見ますと、3小学校や中学校を見ていきますと、一定の集団を確保するためには、今回の検討の中で統合ということも考えていかなければいけないのかなということもあります。

一方で、小規模校の良さというのも必ず存在していると思います。現実的に、いまの東台福浦小学校では、幼・小の連携ができていて、そういういい部分もあります。ある意味、集団学習というのは、将来に向けてうたわざるを得ないのかなと思います。それをうたったことによって、小さな学校を否定する意味合いではない。原則の中にそういう言い方をした中で、小規模校的にはこういうものがあるということを併記するようなやり方もあるのかなと思います。集団学習がうたわれたことによって、小規模校の良さをつぶしてしまうことがないように、今後検討していく中で、併記もあるのかなと思います。

いま西山委員がおっしゃった貧困とかヤングケアラーなど、学校教育の現場でやっていくのは非常に厳しいのが現状だと思います。ですから、西山委員は教員のOBというのも鑑みながら、学校現場でなく、児童・生徒を地域で見守っていくような体制、それはいまでもやっておりますが、その辺の言葉を学校のあり方の中にうたったら、非常にいいのかなということだと感じております。今後、事務局の方でご意見をどのように反映していくか、やっていきたいと思います。他にございますか。

小松委員 いろいろな立場の方の意見を集約していくのは、とても大事だと思います。それから、いま困難を抱えている子どもについて、生活する時間が長い場所であるので、困難を抱えている子どもなんだということをキャッチするのに、一番キャッチしやすい場であってほしいと思います。それを学校で解決していくのは難しいと教育長もおっしゃっていますが、連携する学校が頼れる場所を、教育委員会や地域などと共に整えていくことが大事なんじゃないかと思います。

それから、地域の特色を生かした学習のところですが、茶摘み体験は元々3小学校で行われています。温泉入浴体験と稚鮎放流体験については、私の記憶では、当初湯河原小学校だけで行われていたものを、3小学校に拡大して体験できるようにしていったと思います。漁船体験に関しては、まだ東台福浦小学校だけでしか行われていませんので、他の小学校にも広げていったらいいかなと思います。

菅沼教育長 ありがとうございます。漁船体験については可能性があるかどうかわかりませんが、ご意見として頂戴しておきます。他にございますか。

貴田委員 先ほどの「不登校の問題解決」のことですが、山田委員がおっしゃったように、不登校すべてが問題ではなく、表現を変えた方がいいというご意見はもっともだと思います。そして、「積極的不登校」という言葉が出始めております。そういう方々にとっては、確かに不登校は問題ではないと思いますが、現状見てみますと、どちらかと言うと、不登校にならざるを得なくなってしまったという、消極的というか逆の理由で不登校になってしまったというお子さんが多いと思います。そういう子どもさんたちの復帰に向けて、現場の先生方もがんばっていらっしゃるしまして、復帰できたと

いう子どもさんも多数おられます。そういう子どもたちがいるということについては、やはり問題であるという認識を我々は持った方がいいのではないかと思います。

菅沼教育長 ありがとうございます。恐らく、山田委員は表現の仕方が適切ではないのではないかとのことだと思います。「問題」という言葉を使わない方がいいのではないかとのことだと思います。いろいろな事情を抱えたお子さんが長期欠席になっておりますので、それ自体は教育委員会としては、問題意識は持っていかなければいけないと承知しております。表現の仕方としては、書面に残っていくことですから、違った表現をしていきたいなと思います。

教育支援教室についてですが、登校が難しいお子さんを受け入れてはいるものの、基本的には学校へ復帰するのを第一の目的として運営しております。そこ多様な学びを受けるのを併設するのは、非常に厳しいのではないかと個人的には思います。それから、現場の先生の負担を考えても難しいと思います。

しかし、いま貴田委員がおっしゃったとおり、そこにすら通えないお子さんをどうやって湯河原の教育で支えていくかというのは、考えていかなければいけないと思います。山田委員が「多世代の居場所」を法人格を持って運営されていますので、そういったところとの連携なのかどうか、いまの教育支援教室と連携は必要ですが、離れた形の中で子どもを支援していけないだろうかと、もし、このあり方の中でうたえれば、位置付けられればいいかなと思います。今後、長期にわたって議論していきますので、その辺は資料に反映しながら、何度も議論しながらやっていきたいと思います。きょう各委員がおっしゃったことについて、次回、どのように資料に反映するか、資料に反映できない部分はどうすればいいかの考え方について、次回以降よろしく願いいたします。他に質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより協議第26号を挙手により採決いたします。先ほどの不登校問題などの表現を改めながら、原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第29号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について

菅沼教育長 次に、協議第29号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について、事務局から協議理由の説明をお願いします。

西山社会教育課係長 協議第29号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第29号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について 説明)

・ゆがわら町民オンブズマン1周年記念映画会(ドキュメンタリー映画の上映)

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより協議第29号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。事務局内で次の事務手続きに入らせていただきます。

(3) 報告事項

ア 市町村立学校の教育活動等について

菅沼教育長 次に(3)報告事項に入ります。ア 市町村立学校の教育活動等について、事務局から報告をお願いします。

高橋学校教育課副課長 資料1をお願いします。

(資料に基づいて、ア 市町村立学校の教育活動等について 報告)

・9月27日(月)以降の教育活動等についての通知 等

菅沼教育長 報告が終わりました。8月の湯河原町を含む全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、教育活動等の中止はこの間何度も出てきましたので、教育委員の皆さんにはそのたびに配らせていただいております。最終的には、直近では9月26日までの短縮授業の日課であったものを、幼・小・中について9月30日まで延ばさせていただくと同時に、現時点では10月1日から、1日日課に戻すという通知を差し上げました。抗原検査キットにつきましては、幼稚園には1家庭2セットが来ておりまして、ご家庭にお配りしております。小学校については、10月上旬になるのではないかと思います。何か質疑はございますか。

小松委員 感染を恐れて、登校していない児童・生徒もいると思います。タブレットを使用した学習はその間にどのようになされているのか教えてください。

高橋学校教育課副課長 各学校によって、やり方は様々です。たとえば、授業の様子をライブ配信している学校、あるいは放課後の時間を使い、「Meet」を使って、担任と児童・生徒が会って話をしている学校もあります。また、課題のやりとり等に、各校工夫を凝らして行っております。

菅沼教育長 湯河原町のタブレットにはすべてLTE通信が付いておりますので、この夏季休業期間に、小・中学校すべての児童・生徒が自宅に持ち帰り、学習に取り組んだり、慣れ親しんだりしていたわけです。そういった中で、8月に感染拡大があり、9月上旬に短縮授業をせざるを得なくなった中で、登校を控える児童・生徒も出てきましたが、LTE通信ができます。受信環境は関係ありませんので、すべての方に持ち帰っていただき、ライブ配信や午後の時間を使って、タブレットを使って個別に学習するところなど、遠隔授業まではいきませんが、遠隔学習は間違いなくやっております。町の方でがんばっていただいて、LTE通信ができたことは非常によかったと思います。感染拡大で役に立ったというのはあまりよくないかも知れませんが、とにかく非常に役に立ったということです。他に質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

イ 各校の人権教育に係る取り組みについて

菅沼教育長 次に、イ 各校の人権教育に係る取り組みについて、事務局から報告をお願いします。

高橋学校教育課副課長 資料2をお願いします。

(資料に基づいて、イ 各校の人権教育に係る取り組みについて 報告)

・現状、目的・ねらい、具体的方策 等

菅沼教育長 報告が終わりました。何か質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

エ 令和3年度就学時健康診断の実施について

菅沼教育長 次に、エ 令和3年度就学時健康診断の実施について、事務局から報告をお願いします。

菅沼管理係長 資料4をお願いします。

(資料に基づいて、エ 令和3年度就学時健康診断の実施について 報告)

- ・就学予定児童の心身の状況を把握し、初めての就学に当たって、保健上必要な勧告・助言を行うとともに適切な就学を図る

菅沼教育長 報告が終わりました。会場についてですが、防災コミュニティセンターも検討しましたが、密になるということで、今年度に限っては中学校の会場ということになります。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

オ 令和4年度町立福浦幼稚園入園案内について

菅沼教育長 次に、オ 令和4年度町立福浦幼稚園入園案内について、事務局から報告をお願いします。

菅沼管理係長 資料5をお願いします。

(資料に基づいて、オ 令和4年度町立福浦幼稚園入園案内について 報告)

- ・願書等配布場所、受付場所、募集園児数、保育料 等

菅沼教育長 報告が終わりました。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

カ 令和3年度美術館夏季事業報告について

菅沼教育長 次に、カ 令和3年度美術館夏季事業報告について、事務局から報告をお願いします。

二見美術館副館長 資料6をお願いします。

(資料に基づいて、カ 令和3年度美術館夏季事業報告について 報告)

- ・入館者数、事業実績

菅沼教育長 報告が終わりました。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

キ 令和3年9月議会について

菅沼教育長 次に、キ 令和3年9月議会についてです。これは私からご説明いたします。

(資料に基づいて、キ 令和3年9月議会について 報告)

- ・渡辺久子議員の一般質問

(4) その他

ア 文化祭・音楽祭の中止について

菅沼教育長 次に、(4) その他に入らせていただきます。ア 文化祭・音楽祭の中止について、事務局からお願いします。

西山社会教育課係長 それでは、文化祭・音楽祭の中止について、口頭報告をいたします。

令和3年度の文化祭・音楽祭の開催について、実行委員に開催の意向を書面にて確認

したところ、新型コロナウイルス感染症の収束のめどが立たないこと、また、会場としていた町民体育館をワクチン接種会場としているため、その他の会場確保が難しいなどの理由により、開催すべきでないとの意見が多数を占めました。これにより、昨年度に引き続き中止といたしましたので、ご報告いたします。

菅沼教育長 報告が終わりました。何かございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 それでは、その他ですが、委員の方から何かございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 事務局から何かございますか。

事務局 なし

菅沼教育長 それでは、以上をもちまして、本日の秘密会を除く日程はすべて終了いたしました。